

〈事業系一般廃棄物用〉

事業系ごみ分別の手引き

事業所から出るごみは事業者の顔です
ごみの分別と減量・リサイクルに取り組んで環境に優しい事業所を目指しましょう

事業系ごみは、事業者の方が自らの責任において適正に処理しなければなりません。
必ず分別区分に従って分別の上、自ら処理施設に搬入するか、許可業者に収集運搬を委託してください。

家庭ごみ用のステーション
には出せません!



事業所内に集積所を
設けるようにしてください

正しく分別してください!



ごみ減量と資源化促進のため
種類ごとに分別してください

適正に管理してください!



飛散、悪臭、カラス等による
散乱に十分注意してください

(「事業者」とは、事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校など公共公益事業等を営む者も含まれます。)

事業系ごみ分別区分



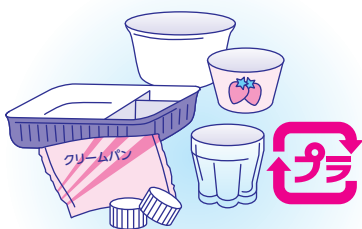
空き缶



ペットボトル



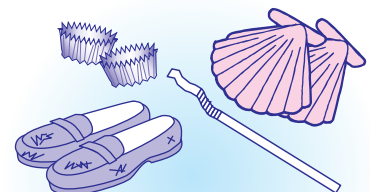
古紙



プラスチック製
容器包装



燃やせるごみ



金属・プラスチック等は従業員等の個人消費に伴って排出されるものに限りません。

燃やせないごみ

※産業廃棄物は、産業廃棄物の処理業者に委託して適正に処理してください。

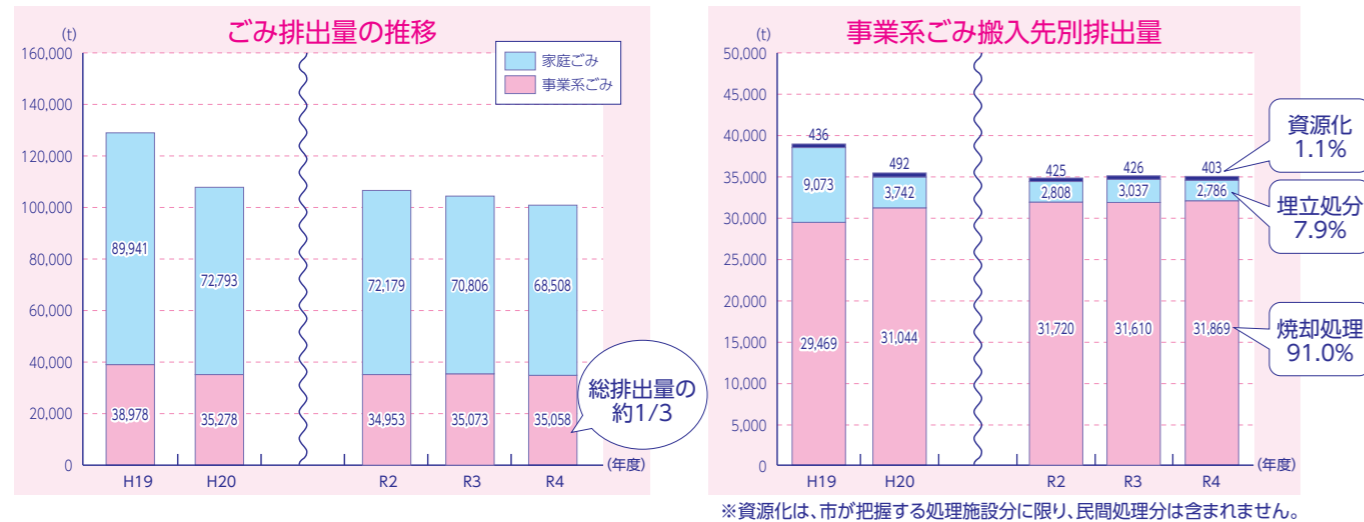
事業系ごみの現状

<ごみ減量化と資源化に向けた取組>

- 平成15年4月 市の「事業系ごみ分別計画」に基づき、資源化ルートのある空き缶・ペットボトル・古紙類の分別を開始
- 平成16年9月 燃やせるごみの清掃工場での受入れ開始
- 平成18年6月 プラスチック製容器包装を加えた6分別への拡大
- 平成19年8月 処分場の搬入規制を開始
(分別されていないごみは各処理先での受入れができなくなる)
- 平成23年7月 事業系ガラスびんの処理方法の変更(処分場への搬入ができなくなる)

<ごみ排出量の推移>

平成19年8月の処分場搬入規制により、事業系ごみは大幅に減少しました。その後平成30年度に約37,000tまで増加しましたが、令和2年度に約35,000tまで減少し、以降、横ばいで推移しています。



環境問題への関心の高まりから、事業者には、これまで以上の環境に配慮する取組が求められています。市のごみ総排出量の3分の1を占める事業系ごみは、本市のごみ処理計画にも大きな影響を与えるもので、事業者の皆様により一層、ごみの減量・リサイクルを進めていただくことが大変重要です。限りある資源を有効活用し、負の遺産を次の世代に残さないために、今後も、事業系ごみの正しい分別と適正な処理に御理解と御協力をお願いします。

事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第3条の中で、事業者には次の責務があるとされています。

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない
- ③ 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない

<事業系一般廃棄物の収集運搬>

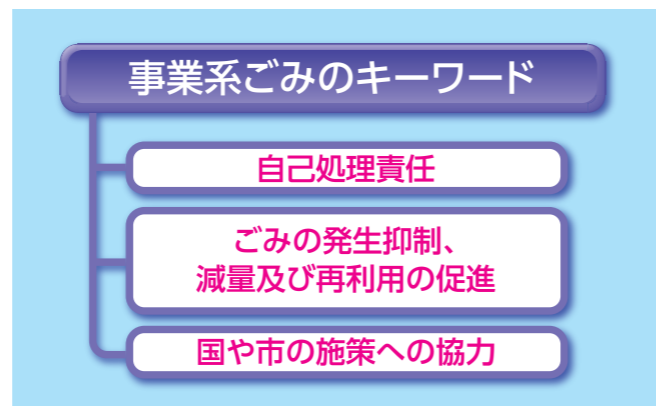
ごみは、分別区分に従って分別した上で自ら処理施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託してください。

(家庭ごみ用のごみステーションには出せません)

収集運搬を委託する場合は一般廃棄物収集運搬許可業者に連絡の上、収集運搬料金、方法、収集運搬頻度などを協議し、内容について合意できたら収集運搬契約を締結してください。

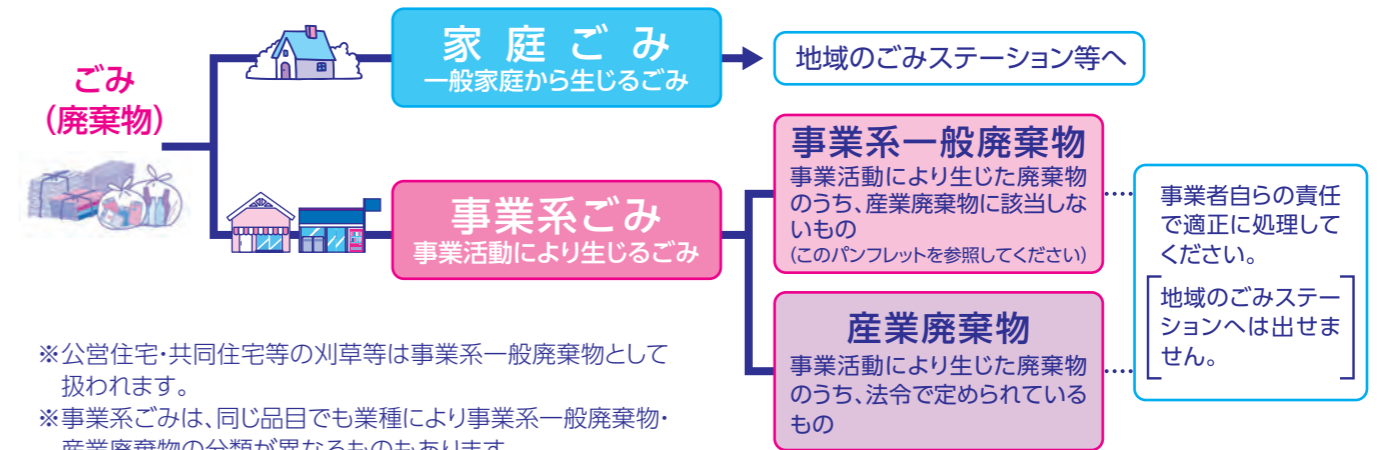
(連絡先はP8「裏表紙」参照)

※産業廃棄物は、産業廃棄物の処理業者に委託して適正に処理してください。



事業所から出る廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物があります

ごみには、家庭から生じる家庭ごみと事業活動により生じる事業系ごみがあります。事業系ごみには事業系一般廃棄物と産業廃棄物があり、これらは、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。



※公営住宅・共同住宅等の刈草等は事業系一般廃棄物として扱われます。
※事業系ごみは、同じ品目でも業種により事業系一般廃棄物・産業廃棄物の分類が異なるものもあります。

産業廃棄物の種類と具体例

あらゆる事業活動に伴うもの	特定の事業活動に伴うもの
① 燃え殻	⑬ 紙くず
② 汚泥	⑭ 木くず
③ 廃油	⑮ 繊維くず
④ 廃酸	⑯ 動植物性残さ
⑤ 廃アルカリ	⑰ 動物系固形不要物
⑥ 廃プラスチック類	⑱ 動物のふん尿
⑦ ゴムくず	⑲ 動物の死体
⑧ 金属くず	⑳ 上記の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの
⑨ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	㉑ 航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物
⑩ 鉱さい	
⑪ がれき類	
⑫ ばいじん	

※注 貨物の流通のために使用したパレットはあらゆる事業活動に伴うものが対象になります。

産業廃棄物は市の処理施設に搬入できません
産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託し、適正に処理してください
(産業廃棄物に関する詳細:環境指導課 廃棄物指導係25-6369)

多量のごみを排出する事業者の方へ

市が定めた「事業系一般廃棄物減量化等指導要綱」に基づき、対象となる事業者は、次の取組が必要です。

対象となる方	必要な取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 月平均3トン以上のごみを排出する事業者 ● 大規模小売店舗立地法に該当する店舗において事業を行う方 	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物管理責任者の設置 ● 廃棄物等保管場所の設置 ● 事業系一般廃棄物減量化等計画書の作成・提出

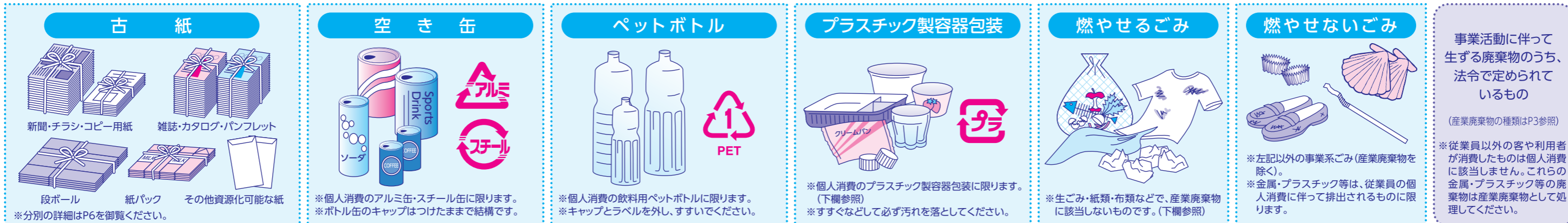
(詳細:廃棄物政策課ごみ減量係 25-6324)

なお、産業廃棄物を多量に排出する事業者は、廃棄物処理法に基づく取組が必要です。
対象…産業廃棄物を年間1,000トン以上または特別管理産業廃棄物を年間50トン以上排出する事業者
(詳細:環境指導課 廃棄物指導係 25-6369)

事業系廃棄物の分別区分と処理の流れ

事業系一般廃棄物

産業廃棄物



プラスチック製容器包装

従業員等の個人消費に伴って排出されるプラスチック製容器包装に限ります。

カップ麺容器、コンビニ弁当容器、デザート容器等、パック・カップ状のもの
商品購入時の袋(レジ袋等)、お菓子の袋等、袋状のもの
乳酸菌飲料ボトル、目薬の容器等ボトル状のもの
飲料用ペットボトルなどのラベル、ふたなど

※事業活動により排出されるプラスチック製容器包装は「産業廃棄物」として適正に処理してください。

燃やせるごみ

長さ50cm未満、厚さ(太さ)10cm未満の大きさのもので、産業廃棄物に該当しないものに限ります。

燃やせるごみに入れることができないもの

- 一辺が50cm以上のもの
- 家庭のごみ分別区分で「燃やせるごみ」に該当しないもの
- 食用油→産業廃棄物へ
- 太い骨、直径10cm以上の剪定枝→燃やせないごみへ
- 産業廃棄物全般

※多量の冷凍物は、解凍してから排出してください。
※プラスチック製のパック入り食品などは、必ずパックや袋を取り除いてから排出してください。
※食品製造業などで発生した原料由来の生ごみは産業廃棄物(動植物性残さ)として処理してください。

生ごみの水切りを徹底しましょう

- ・生ごみの水分が多いと、焼却炉の燃焼に悪影響を与えます。
- ・水分が多いとごみの重量が増し、収集の負担が大きくなるだけでなく、ごみ袋が破ける原因にもなります。
- ・水気を含む生ごみは必ずざるなどで一定時間水切りをしましょう。

古紙の分別・リサイクルに取り組みましょう

分別前に、クリップなどの紙以外のものやシールなどが付いていないかを必ず確認しましょう。古紙の分別区分や出し方については種類や条件が業者によって異なりますので、必ず事前に古紙回収業者と協議してください。コピー用紙等はできるだけ両面印刷するなど、ごみにしない工夫もしてみましょう。

新聞・チラシ・コピー用紙



新聞、折込チラシ、ホチキス止めの情報誌、コピー用紙（色紙は「その他資源化可能な紙」）※ひもでしばって出してください。

紙パック



※必ずすいでおき、しばって出してください。（開いていないものは資源化できません）※アルミ箔の付いたものは燃やせるごみとしてください。

段ボール



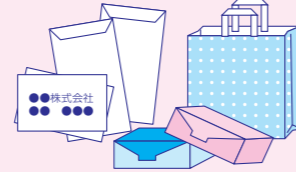
※開いてひもでしばって出してください。※カーボン紙やビニールは取り除いてください。

雑誌・カタログ・パンフレット



電話帳、背のり付きの本、雑誌、手帳（表紙や葉など紙以外の物は除く）、ノート（表紙と背を除く）※百科事典等の本は箱、表紙、背を取り除いてください。

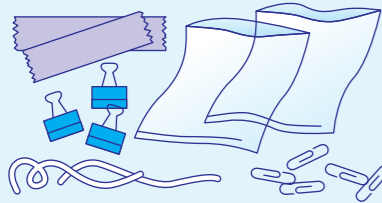
その他資源化可能な紙



名刺、ハガキ、菓子箱、包装紙、紙袋、色紙、封筒など※シールやのり部分は取り除いてください。下の「資源化できない紙」を参考に分別をお願いします。

次のものは、古紙の原料に混ぜるとリサイクルできませんので、絶対に混ぜないでください。

紙以外のもの



クリップ、クリアファイル、ファイルの金具、セロハン、とじひも、セロハンテープなど

資源化できない紙

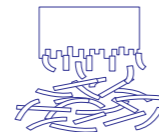


感熱・感圧紙、写真、カーボン紙、ノンカーボン紙、紙コップ、アイスクリーム容器、窓付き封筒、宅配伝票、金・銀紙、インデックス、付箋紙、合成紙ポスター、ファストフードの包み紙、ラミネート加工された紙など

シュレッダー紙の資源化

シュレッダー処理した紙は、次の条件を満たせば、「旭川廃棄物資源化協同組合（85-6510）」等、無料で引取・資源化を行っている回収業者があります。性状によって資源化できない場合もありますので、事前に各回収業者にお問い合わせください。

- 上記例の「資源化できない紙」が入っていないこと
- ビニールやひも、プラスチックなど、紙以外のものが入っていないこと



※機密文書などの自己搬入ごみは、近文清掃工場でも受入・焼却を行っています。詳細は近文清掃工場（53-8989）にお問い合わせください。

旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度

旭川市では、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組む事業所を「ごみ減量等推進優良事業所」として、取組のレベルに応じて「ゴールド」「シルバー」「ブロンズ」の3段階で認定しています。

ゴールド (14事業所)



東芝ホフト電子 株式会社
イオン北海道株式会社 イオンモール旭川西
株式会社 旭川グランドホテル
花本建設 株式会社
株式会社 キョクイチホールディングス
荒井建設 株式会社
医療法人 仁友会 北彩都病院

社会医療法人 元生会 森山病院
日本郵便株式会社 旭川東郵便局
北海道コカ・コーラボトリング 株式会社
株式会社 須田製版 旭川支社
くみあい乳業 株式会社
旭星クリーン株式会社
イオンモール株式会社 イオンモール旭川駅前

シルバー (23事業所)



公益財団法人 旭川市公園緑地協会
有限会社 旭川ニッコータイヤ
株式会社 丸善三番館
カナタグループ
株式会社 旭友興林
株式会社 あいわプリント
有限会社 協同アドコム
日本郵便株式会社 旭川中央郵便局
株式会社 ダイイチプランニング
株式会社 道新なかた
株式会社 安井組
株式会社 ダンケジャパン

株式会社 ネクストソリューションズ
リーダース産業 株式会社
株式会社 ダイイチ
JA北海道厚生連 旭川厚生病院
中村印刷 株式会社
北海道電力ネットワーク 株式会社 旭川支店
一般財団法人 旭川市水道協会
医療法人社団 慶友会
株式会社 オルデック
株式会社 総北海
丸果旭川青果卸売市場 株式会社

ブロンズ (61事業所)



株式会社 ホクレン商事
社会福祉法人 旭川育成会 やすらぎ園
医療法人社団 はらだ病院
大栄電設工業 株式会社
旭川トヨペット 株式会社
株式会社 道北アークス
東信印刷 株式会社
有限会社 東洋印刷
野田建設工業 株式会社
株式会社 井田印刷工房
大和印刷 株式会社
旭川印刷製本工業協同組合 事務局
株式会社 ドルック
株式会社 富士建設コンサル
旭川トヨタ自動車 株式会社
株式会社 キシイ
真興建設 株式会社
株式会社 日興ジオテック
株式会社 十商カムイ
植平印刷 株式会社
ダイビ 株式会社

株式会社 田中組 旭川支店
東海産業 株式会社
有限会社 かとう印刷
株式会社 大協
あさひ印刷 有限会社
株式会社 大芝
株式会社 金子シール
株式会社 石田兼松八興建設
谷川印刷 株式会社
株式会社 村山
環境衛生工業 株式会社
株式会社 橋本川島コーポレーション
株式会社 つうけんアクティブ 旭川営業所
高田建設 株式会社
株式会社 アートホテルズ旭川
クボタ環境エンジニアリング株式会社 旭川市芳野S事業所
マルヨシ印刷 株式会社
株式会社 ダイゼン
株式会社 旭川アートプロセス
株式会社 総合企画
旭栄解体部品 株式会社

株式会社 北海道新聞川上販売所
有限会社 高橋新聞店
有限会社 北海道新聞永山販売所
有限会社 愛澤新聞販売所
株式会社 旭川公園管理センター
株式会社 ユニクロ 旭川旭町店
株式会社 ビッグボーイジャパン
株式会社 只石組
国立大学法人北海道教育大学旭川校
医療法人社団いずみ眼科
たかがき歯科
株式会社 五洋商会
太平洋ビルサービス 株式会社 旭川支店
株式会社 キタデン 旭川営業所
北北海道ダイハツ販売 株式会社
株式会社 富士メン
株式会社 豊岡建設
株式会社 アサヒ建設コンサルタント
トータルサイドケア 株式会社

認定に必要な取組の内容

1. 発生・排出抑制（リデュース）の取組
2. 再使用（リユース）の取組
3. 分別・再生活用（リサイクル）の取組
4. 資源循環に関する取組
5. 顧客や取引先に対する取組
6. 事業所内でのごみ減量化や環境美化に向けた取組
7. 各種施策への協力状況

※認定を希望される事業者の方はお問い合わせください。
（詳細：廃棄物政策課ごみ減量係 25-6324）

一般廃棄物収集運搬許可業者

許可業者名	所在地	電話番号
(株)旭川一般廃棄物処理社	永山2条3丁目2-18	47-5310
(有)氏家清掃	東旭川北3条5丁目5-5	36-1871
(株)旭川浄化	神居町上雨紛193-1	62-4758
旭星グリーン(株)	住吉4条2丁目8-13	53-7171
旭東清掃(株)	新星町1丁目1-9	25-6145

許可業者名	所在地	電話番号
(有)鈴木清掃	永山北2条10丁目2-22	40-1101
丸忠北都清掃(株)	東鷹栖5線10号2844-21	57-0307
(有)村上グリーンサービス	神居町共栄493番地1	69-2945
安田清掃(有)	工業団地5条3丁目3-3	36-5578

■収集運搬許可業者の組合 旭川清掃事業協同組合 36-8003

古紙の直接受入先

受入料金:無料

業者名	所在地	電話番号
旭川協栄紙業(株)	宮前1条5丁目	31-8222
(株)長勢紙業	豊岡7条5丁目	32-4298
(株)もっかいトラスト旭川営業所	曙1条8丁目	22-8271
(株)北海紙業	流通団地2条5丁目	48-5011
(株)丸升増田本店旭川支店	東8条5丁目	24-2723

※直接持ち込まれた古紙の受入れを行っている製紙原料の直納業者を掲載しています。いずれも回収や受入れの条件等が異なる場合がありますので事前に確認してください。

古紙回収業者

【古紙回収業者に直接依頼する】

●回収できる古紙の種類や条件等が業者ごとに異なる場合がありますので、必ず事前に確認してください。

【古紙業者の組合に依頼する】

●旭川廃棄物資源化協同組合加盟の業者が地域を分担して回収しています。
●回収にあたっては、古紙以外のものが混入せず、紙の種類毎に分けてある必要があります。

【連絡先・詳細】旭川廃棄物資源化協同組合 85-6510

空き缶の受入先

受入料金:無料

空き缶は、金属回収業者が、持ち込まれたものに限って受入れを行っています。業者によって受入れの条件等は異なりますので、事前にお問い合わせください。

※アルミ缶とスチール缶は分ける必要がありません。

※自ら持ち込んだ場合、持ち込んだビニール袋は必ず持ち帰ってください。

業者名	所在地	電話番号
(株)荒井	東鷹栖1線11号	57-2329
石部金属(株)	東鷹栖東1条1丁目	57-2911
(株)酒井金属	永山北3条7丁目2-13	48-5342
(株)佐藤邦雄商店	東旭川町桜岡	32-2583
(株)サンシン旭川スクラップセンター	永山北1条11丁目	48-0036

業者名	所在地	電話番号
(株)十商カムイ	神居町共栄401-1	62-5800
(有)西野商店	2条通16丁目	23-3345
(株)藤兼商店	永山北1条10丁目1-6	48-0326
(株)丸金金田商店	東鷹栖東2条2丁目	57-3355
(株)原田慶夫商店	宮下通16丁目	23-6627

※旭川市再生資源協同組合加盟の金属回収業者を掲載しています。上記以外でも受入れを行っている業者があります。

イベントごみ(学校・町内会等のお祭りも含む)の処理について

イベントで発生するごみも同様に事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分け、適正に処理してください。

ごみは自己搬入、又は、それぞれ(一般廃棄物、産業廃棄物)の収集運搬許可業者に処理を依頼してください。

旭川市ホームページも御覧ください

旭川市ホームページ(事業者向け)では、事業系ごみに関する各種情報を掲載しています。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/509/521/index.html>

※先進的取組をされている事業者の方、事業系ごみの減量・リサイクルに関するアイデアがございましたら、お知らせください。ホームページ上で紹介させていただきます。



お問い合わせ

- 事業系ごみの分別・リサイクルに関すること…………… 廃棄物政策課ごみ減量係 25-6324
- 最終処分場へのごみの搬入に関すること…………… 旭川市廃棄物処分場 59-4646
- 産業廃棄物に関すること…………… 環境指導課廃棄物指導係 25-6369
- 事業系燃やせるごみ・自己搬入ごみの焼却に関すること…………… 旭川市近文清掃工場 53-8989

令和5年7月発行

UD FONT



このフレントは植物油(インキ)を使用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。